

令和 4 年 3 月 7 日

洞爺湖町議会令和 4 年 3 月会議
教 育 長 行 政 報 告

番	号	件	名
---	---	---	---

- | | | | |
|---|----------------------------|--|--|
| 1 | 寄附について | | |
| 2 | 「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」の開催について | | |
| 3 | 各種事務事業の取組状況について | | |

1 寄附について

前会議から本会議の間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

(1) 食材の寄附（洞爺湖町学校給食センターへ）

伊達市鹿島町20番地1

噴火湾胆振海区漁業振興推進協議会

会長 伊達市長 菊谷秀吉氏

ホタテ貝 304kg

(2) 食品（菓子）の寄附（町内の保育所・小中学校、とうやこ幼稚園、虻田高等学校へ）

洞爺湖町洞爺湖温泉108番地

代表取締役社長 若狭健司氏

北海道あんかぼちゃ 894個（6個入り149箱）

2 「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」の開催について

伊達市及び洞爺湖町にある博物館や縄文遺跡などの地域資源を活用した地域づくりを推進する「伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム（事務局：室蘭開発建設部）」の主催により、「縄文遺跡を活用した地域づくり勉強会」が2月16日にオンラインにより開催されました。

室蘭市、伊達市、洞爺湖町、函館市のそれぞれの会場をオンラインで結び、当町では入江・高砂貝塚館において、アプタ・フレナイの会やガイドボランティア9名が参加しました。

勉強会では、伊達市及び洞爺湖町、函館市の取組事例の紹介や意見交換などを行い、「本地域でできること」を考えるきっかけづくりの場として、今後の活動などを話し合いました。

今後も、縄文文化に対する関心を高めていただき、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値の発信に向けて、関係機関や構成市町、町民の皆様と情報を共有し、より一層の連携を図りながら取り組んでまいります。

3 各種事務事業の取組状況について

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（その19）

ア 町内教育・保育施設で新型コロナウイルスの感染者が確認されましたので、発生状況とその対応について報告いたします。

町内教育・保育施設における新型コロナウイルス感染者数と対応について

感染確認日	施設名	感染者数	対 応
令和4年1月25日	保育所	2人	1/26より1/31まで保育所閉鎖
〃 1月29日	保育所	1人	1/29夕方より2/5まで保育所閉鎖
〃 1月31日		1人	
〃 2月9日	中学校	1人	2/9午後より2/13まで学級閉鎖
	小学校	1人	2/10より2/14まで学級閉鎖 ※併せて同期間、洞爺地区学童保育閉鎖
	小学校	1人	2/10より2/14まで学級閉鎖
〃 2月10日	小学校	2人	新たな学級閉鎖等の措置なし。
〃 2月11日	中学校	1人	〃
	小学校	1人	〃
〃 2月13日	小学校	1人	〃
〃 2月13日	中学校	1人	2/14より2/15まで学校閉鎖
〃 2月15日		1人	
〃 2月27日	保育所	1人	2/28より3/4まで保育所閉鎖

イ 社会教育施設及び体育施設の対応状況について

令和4年1月27日付けで、北海道全域に国によるまん延防止等重点措置が適用となったことから、社会教育施設並びに体育施設におきましては、北海道におけるまん延防止等重点措置（方針）の業種別ガイドライン等に基づき、各施設における手指消毒や北海道ソーシャルディスタンスの徹底など、感染防止対策の掲示を行うとともに、利用者及び利用団体に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止について改めて周知徹底を図りました。

なお、まん延防止等重点措置適用期間中の社会教育事業は、文化財防火デー（令和4年1月29日）と小学生対象の初心者スキー教室（令和4年2月5日）が実施予定となっておりましたが、混雑している場所や感染リスクが高い場所への移動、また他地域との交流を控える観点から中止といたしました。

(2) 洞爺湖町男女共同参画計画の策定について

洞爺湖町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会を実現するため、性別に関わりなく多種多様な職業が選択でき、育児や介護、社会参加活動と仕事の両立が可能となる総合的な支援策等、すべての人が明るく充実した生活が送れるよう、あらゆる分野において、個性が発揮できる環境づくりを進めることを目的とした「洞爺

湖町男女共同参画計画」を町内の各団体からの代表者や一般公募の方々に構成する策定委員会で審議いただき、策定が完了いたしました。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

今後は、計画の実施に向けて関係各課との連携を図りながら男女共同参画社会の推進に努めてまいります。